



社会保障協定について

第330回

中野さん：みらいさん、こんにちは。弊社では、インドにある現地法人への社員の出向を考えています。出向期間は3年間を予定していますが、日本の社会保障に加入している場合でも、インドの社会保障制度へ加入する必要があるのでしょうか？

みらい：インドと日本は社会保障協定を締結していますので、出向期間が5年を超えない場合は、必要な手続きを行うことによってインドの年金制度加入が免除されますよ。

中野さん：「社会保障協定」ですか？これはどういったものなのでしょうか？

みらい：日本から海外の現地法人に赴任する場合、赴任先の国の社会保障制度に加入する必要がありますが、同時に日本の社会保障制度への加入を継続しているケースがあるため、保険料も二重で負担しなくてはならないことがあります。また、年金を受給するためには、一定の期間、社会保障制度に加入していなければならぬ場合があり、保険料の掛け捨てという問題が生じます。こうした問題を解消するために、いくつかの国々とは二国間で「社会保障協定」を締結していて、インドとの間でもこの協定を結んでいます。

中野さん：なるほど、海外赴任者にとって非常に重要な内容ですね。必要な手続きによって赴任先の国の社会保障制度加入が免除されるということですが、具体的にどのような手続きが必要なのでしょうか？

みらい：今回のケースのように、日本から5年を超えない見込みで協定相手国に派遣される場合には、会社から年金事務所へ「適用証明書交付申請書」を提出します。これは、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受けるためのもので、申請が認められた場合には「適用証明書」が交付され、相手国の社会保障制度加入が免除されることになります。インドとの社会保障協定では、両国の年金制度のみが対象となりますので、インドの年金制度への加入が免除になります。

中野さん：今回、インドへの出向は3年間の予定なので、申請が認められれば、日本の社会保障制度に引

き続き加入し、インドの年金制度加入は免除されるとということですね。万が一、出向期間が延長になり、5年を超えることになった場合はどうしたら良いでしょうか？

みらい：出向期間が5年を超える場合、原則としてインドの社会保障制度のみに加入することになりますが、延長申請を行い、両国の合意を得ることができれば、さらに3年間は引き続きインドの年金制度加入が免除されます。合意が得られなかった場合には、インドの社会保障制度にのみ加入し、日本の社会保障制度は雇用保険を除き、加入を継続することができません。ただし、「厚生年金特例加入制度」により、インドの年金制度に加入しながら、任意で日本の厚生年金に引き続き加入することができます。

中野さん：出向期間を延長する場合は、注意が必要ですね。ところで、インド以外に社会保障協定が締結されている国はどこでしょうか。

みらい：協定の発効状況は（図表1）のとおりです。

協定が発効済の国	ドイツ・英国・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス ・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン ・アイルランド・ブラジル・スイス・ハンガリー・インド ・ルクセンブルク・フィリピン・スロバキア・中国・フィンランド・スウェーデン・イタリア・オーストリア
----------	---

（図表1：社会保障協定の発効状況 2025年12月1日時点）

中野さん：わかりました。ありがとうございました。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内25拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ハノイ・ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）・バングラデシュ（ダッカ）
JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：<http://www.miraic.jp/>